



船橋市看護師等養成修学資金 貸付制度の手引き

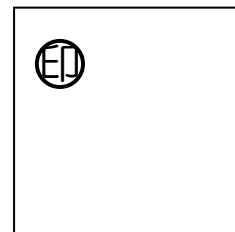
令和7年度版



※ 申請前に必ずお読みください。

また、すべての手続きが終了するまで大切に保管してください。

申請時に使用した印鑑



使用した印鑑を忘れないよう押印してください。

船橋市健康福祉局健康部健康政策課

重要事項

- ① 使用した印鑑は忘れないよう表紙に押印し、今後の書類への押印時には同じ印鑑を使用してください。
- ② 申請書はコピーし、貸付けに係るすべての手続きが終了するまで手引きと一緒に保管してください。
- ③ 連帯保証人やその印鑑について誤って記入したり、登録されていない印鑑を使用したりするなどして、書類不備になる方が多数います。書類作成時の参考となるよう以下に記入してください。
提出された書類に不備があった場合、書類は一旦返却いたします。

連帯保証人1 氏名 _____
住所 _____
変更した場合
氏名 _____
住所 _____

連帯保証人2 氏名 _____
住所 _____
変更した場合
氏名 _____
住所 _____

※ 貸付申請書（第1号様式）以外の書類について、連帯保証人の押印欄には印鑑登録された判を押していただきます。住所や登録印鑑を変更した場合は届出が必要となりますので、必ず健康政策課までご連絡ください。



目次

1. 貸付制度の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) 貸付制度の目的	
(2) 貸付対象	
(3) 貸付金額	
(4) 貸付方法	
(5) 貸付期間	
(6) 返還の免除	
2. 新規貸付希望者の申請から決定について・・・・・・・・	7
(1) 貸付申請に必要な書類	
(2) 連帯保証人について	
(3) 申請受付期限	
(4) 申請書類提出先	
(5) 修学資金の貸付決定	
3. 修学中の諸手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(1) 提出書類	
(2) 提出期限	
(3) その他	
4. 卒業時の諸手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(1) 提出書類	
(2) 提出期限	
(3) その他	
5. 船橋市内の指定施設に勤務中の諸手続きについて・・・・・・・・	14
(1) 提出書類	
(2) 提出期限	
(3) その他	



6. 修学資金の返還免除について・・・・・・・・・・	16
(1) 免除対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
7. 修学資金の返還について・・・・・・・・・・	18
(1) 返還対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
8. 修学資金の取消について・・・・・・・・・・	20
(1) 取消対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
9. 修学資金の停止について・・・・・・・・・・	21
(1) 停止対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
10. 修学資金の返還猶予について・・・・・・・・・・	22
(1) 返還猶予対象	
(2) 提出書類	
(3) 提出時期	
11. 提出先及び連絡先・・・・・・・・・・	23
12. 指定施設について・・・・・・・・・・	24
13. 提出書類早見表・・・・・・・・・・	26

1. 貸付制度の概要について



(1) 貸付制度の目的

この制度は、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を養成する学校または養成所（以下「看護学校等※」という。）に在学する方のうち、将来、船橋市内の病院その他の施設（以下「指定施設」という。）に看護師等として勤務しようとする意思のある方に対し、本市から修学資金を貸付けることにより、看護学校等での修学を容易にし、市内における看護師等の不足の解消に資することを目的としています。

※ 看護学校等とは

保健師助産師看護師法（昭和23年法律 第203号）第21条第1号から第4号及び第22条第1号から第2号に定められている看護師養成所又は准看護師養成所をいいます。

看護師免許を取得できる学校

- ・3年課程及び2年課程（准看護師資格取得者の修学課程）の看護師養成所（専門学校など）
- ・5年一貫教育の看護師課程
- ・看護短大
- ・看護大学

准看護師免許を取得できる学校

- ・准看護師養成所（専門学校など）



貸付を申請する前に必ずお読みください！

この制度は、市内の看護師等の充足を図ることを目的とした貸付であるため、**返還が免除される条件を満たさない場合は、貸し付けた金額を全てお返しいただきます。**

卒業後、もしくは免許取得後に、**確実に船橋市内の指定施設（24 ページから記載）に就業する意思があるのか、また、免除に必要な正規の修学期間以上確実に勤めることができるのか、**以上のことをよくお考えいただき、申請をする前に十分検討してください。

(2) 貸付対象

看護学校等に在学する方で、看護学校等を卒業後、引き続き正規の修学期間（貸付けを受けた方の看護学校等の修業年限）以上、船橋市内の指定施設に看護職（看護師・准看護師・保健師・助産師）として勤務しようとする方とします。

また、将来、船橋市内の指定施設に看護職として勤務しようとするために受けている貸付制度等※ は併給することができます。

※ 併給できる貸付制度とは

市内の指定施設の独自の制度により当該施設において看護師等として勤務しようとする者に学資を貸付ける修学資金や奨学金の制度、千葉県で行っている修学資金貸付制度のことを指します。

また、一般の学生向けの制度である日本学生支援機構や市町村などの奨学金制度についても併給できます。

(3) 貸付金額

貸付金額は月額30,000円とします。

(4) 貸付方法

年4回（6月・7月・10月・1月の月末）に分けて、3か月分の貸付金が船橋市から借受者本人の指定口座へ振り込まれます。

※ 事務処理等の都合により、振り込みが多少遅れることがあります。また、提出書類に不備があり、返却となった場合も振り込みが遅れることがあります。

なお、振込通知は発行されませんので、各自で通帳へ記帳することにより入金を確認してください。

(5) 貸付期間

貸付期間は、正規の修学期間を限度としており、書類が不備なく受理された月から看護学校等を卒業する日の属する月までとなります。

※ ただし、休学・停学・留年中は貸付けを一時停止し、復学・進級・停学処分が解かれた時に、貸付けを再開します。

(6) 返還の免除

看護学校等を卒業後、1年2か月以内に看護師等の免許を取得し、直ちに船橋市内の指定施設に看護師等(※1)として引き続き正規の修学期間以上勤務すると、借り受けた修学資金が全額免除されます。

また、看護学校等を卒業後、保健師・助産師の学校または養成所に進学したのち、保健師・助産師の資格を取得し、その職をもって(※2)船橋市内の指定施設に引き続き看護学校等の正規の修学期間以上勤務された方も返還猶予ののち全額免除の対象となります。

※1

雇用形態は基本的に常勤職員となります。

非常勤や臨時職員として勤務した場合は、①週30時間以上勤務、②社会保険に加入している、
のどちらかに該当する必要があります。

また、看護学校を卒業した方は看護師として、准看護学校を卒業した方は准看護師として勤務してください。看護学校を卒業後、准看護師として勤務した場合は返還の対象となります。

※2

保健師もしくは助産師として、市内指定施設に勤務する方も常勤職員として修学期間以上勤務すれば免除の対象になります。ただし返還免除までは、返還猶予の手続きが必要になります。



返還が免除される市内の指定施設とは、24、25ページに記載されている内容に該当する施設をいいます。主に病院や診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等の施設が該当します。

2. 新規貸付希望者の申請から決定について



(1) 貸付申請に必要な書類

- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金貸付申請書（第1号様式）・・・1枚
- ☐ 推薦書（第2号様式）・・・1枚
- ☐ 申請者の住民票・・・1枚
(世帯全員、本籍地、筆頭者、続柄記載のものでマイナンバーの記載がないもの)
- ☐ 相手方登録申請書<個人用>・・・1枚

《 必ずお読みください 》



- ・提出書類は消せるボールペンで記入しないでください。
- ・申請書には必ず写真（4cm×3cm）を貼ってください。
- ・申請書に押印する印鑑は、申請者と連帯保証人が同姓でも同じ印鑑は使用せず、それぞれ本人様の印鑑を使用してください。
- ・申請者は、全ての提出書類について同一の印鑑を使用してください。
(貸付決定後も同一の印鑑での手続きをお願いしますので、申請時に使用した印鑑を無くしたり忘れたりしないように注意してください。申請書のコピーをお手元に控えることをお薦めします。)
- ・緊急連絡先に記載する電話番号は、必ず連絡のとれる番号（携帯電話等）を記載してください。
- ・書類を訂正する際には、申請書に使用した印鑑で訂正印を押してください。（修正テープ等での訂正は不可）
- ・千葉県 の貸付制度や、卒業後、船橋市内の指定施設に勤務をすることを条件とした養成修学資金や奨学金などを受けている、または受ける予定のある方は、申請書の他の貸付け等の有無欄の有に○を付け、貸付け等の制度名を記載してください。なお、日本学生支援機構など一般学生向けの奨学金制度名は、記入しないでください。
- ・推薦書は、必ず申請者の在学する学校の証明を受けてください。
- ・相手方登録申請書に記載された口座に貸付金を支払いますので、記入に誤りが無いようにしてください。記入ミスがあった場合は、貸付金の振込みができなくなります。

上記の書類不備が多いため、記入する際にはご注意ください。また、書類に不備があった場合、書類はいったん返却します。書類を不備のない状態で市が収受するまで、貸付は確定しておりません。

(2) 連帯保証人について

申請の際には、連帯保証人として2人立てていただきます。

連帯保証人は、成年で独立した生計を営む者とし、民法第450条に規定している保証人の要件にある①行為能力者であること②弁済をする資力を有することを踏まえ、選任してください。

また、申請者が未成年の場合は、父母または親族にあってこれに代わる者を必ず1名連帯保証人としてください。

連帯保証人の方にも、この手引きをご一読いただき、内容に了承していただいたうえで引き受けていただいてください。

- ・住所を同一とする2名が連帯保証人となることはできません。このため、同居している父親と母親の両方が連帯保証人になることはできませんのでご注意ください。
- ・申請者の配偶者を、連帯保証人とすることはできません。
- ・親族とは、6親等内の血族もしくは3親等内の姻族をいいます。父母が連帯保証人となれないときには、親族の中から父母に代わる者を選任してください。

※ なお、貸付けが決定されましたら、連帯保証人の方には、印鑑登録証明書、誓約書、個人情報に係る承諾書を提出していただきます。詳しくは「(5) 修学資金の貸付決定 p.9」を参照してください。

(3) 申請受付期限

令和7年4月1日(火)から令和7年4月30日(水)までに書類を提出してください。

※ 期限を過ぎる場合は、必ず下記までお問い合わせください。

7月以降の申請については、申請書等を不備なく受理した月からの貸付けとなります。

(4) 申請書類提出先

申請に必要な書類は、①郵送 もしくは ②窓口にて手交 のいずれかの方法によりご提出ください。書類の提出先は下記のとおりです。

〒273-8506 船橋市北本町1-16-55
船橋市保健福祉センター 2階
健康福祉局 健康部 健康政策課 修学資金貸付担当

※ 令和5年度より、健康政策課は船橋市保健福祉センターへ移転しました。

受付は、月曜日～金曜日(祝休日・年末年始を除く)の開庁時間(9時～17時まで)となります。

(5) 修学資金の貸付決定

貸付けに必要な書類を審査し、貸付けの可否を決定します。また、書類の審査にあたり、連帯保証人の方に対して市より承諾の有無を確認します。

審査後、結果については、船橋市看護師等養成修学資金貸付可否決定通知書（第3号様式）により本人へ通知いたします。

貸付が決定された方には、貸付可否決定通知書と、以下の①③④⑤の書類を郵送します。

書類の届いた方は、全ての書類を記入し、②の書類と併せて指定された期日までに健康政策課までご提出ください。

可否決定通知後に提出していただく書類

- ① 誓約書（第4号様式）・・・1枚
- ② 連帯保証人の印鑑登録証明書（原本）・・・各1枚
- ③ 個人情報に係る承諾書（借受者・各連帯保証人）・・・各1枚
- ④ 船橋市看護師等養成修学資金貸付請求書（第5号様式）・・・4枚
- ⑤ 連帯保証人に対する履行請求等に係る承諾書・・・1枚



なお、貸付金の振り込みは、上記書類の提出後となります。提出が遅れますと、貸付金の振り込みもされませんのでご注意ください。

※ 連帯保証人は、可否決定通知後以降の全ての書類において、印鑑登録をしている印鑑（実印）を押印してください。

3. 修学中の諸手続きについて



(1) 提出書類

- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金現況報告書（第7号様式）・・・1枚
- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金貸付請求書（第5号様式）・・・4枚

※ 貸付請求書の日付欄は空欄のままでご提出ください。

(2) 提出期限

毎年3月中旬ごろに市から提出書類を送付しますので、毎年4月末日（末日が土・日・祝休日の場合は翌開庁日）必着で提出してください。

(3) その他

下記の事由が生じた場合には、速やかに健康政策課に連絡するとともに、船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届（第6号様式（その1）または（その3））を提出してください。

借受者本人の場合 提出する書類：身分異動届（第6号様式（その1））

- ① 氏名、住所または電話番号を変更したとき

※ 氏名、住所を変更した場合は借受者本人の住民票を添付してください。

（本籍・続柄の記載があり、マイナンバー記載のないもの）

- ② 登録している印鑑を紛失もしくは変更したとき
- ③ 休学または留年したとき
- ④ 停学の処分を受けたとき
- ⑤ 復学または進級したとき
- ⑥ 停学の処分が解かれたとき
- ⑦ 退学したとき
- ⑧ 修学資金を必要としなくなったとき

連帯保証人の場合 提出する書類：身分異動届（第6号様式（その3））

- ⑨ 連帯保証人について氏名・住所・印鑑に変更が生じたとき

※ 新しい印鑑登録証明書を添付してください。

- ⑩ 連帯保証人について勤務先等に変更が生じたとき

連帯保証人を変更する場合 提出する書類：連帯保証人変更申請書（第9号様式）

- ⑪ 連帯保証人を新たに選任したとき

※ 変更が承認された後、新しい連帯保証人からも誓約書、印鑑登録証明書、個人情報に係る承諾書を提出していただきます。提出書類の一部は、後日健康政策課より送付されます。

《 (3) その他について 》



- ①～②の事由は、下記の書類も併せて提出してください。
 - ☐ 相手方登録申請書 <個人用>
 - ☐ 貸付請求書（第5号様式）（年度内の振込みが残っている場合）

- ③～④の事由は、修学資金の貸付けを停止しますので、詳しくは「9. 修学資金の停止について p.21」を参照し、併せて必要な手続きを行ってください。

- ⑤～⑥の事由は、修学資金の貸付けを再開しますので、健康政策課まで連絡し、併せて手続きを行ってください。また状況により、追加提出をお願いする書類がございますのでご了承ください。

- ⑦～⑧の事由は、修学資金の貸付けを取消しますので、詳しくは「8. 修学資金の取消について p.20」を参照し、必要な手続きを行ってください。
なお、修学資金が取り消された後も引き続き看護学校等に在学している場合に本人の希望があれば卒業まで貸付金の返還を猶予できますので、詳しくは「10. 修学資金の返還猶予について p.22」を参照し、必要な手続きを行ってください。

- ③～⑦の事由は、看護学校等の長の証明印が必要です。

- ⑨の事由は、必ず新しい印鑑登録証明書を添付して提出してください。

- ⑪の事由は、申請書を提出した後、新たに選任された連帯保証人に対し意思確認通知を送付しますのでご了承ください。

4. 卒業時の諸手続きについて



(1) 提出書類

- ① 船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届(第6号様式(その1)(その2))
・・・各1枚
- * 住所または氏名を変更した場合は、上記書類どちらかに新旧の住所を記入し、借受者本人の住民票を添付してください。(本籍・続柄の記載があり、マイナンバー記載のないもの)
- ② 船橋市看護師等養成修学資金現況報告書(第7号様式) ・・・1枚
- ③ 船橋市看護師等養成修学資金借用証書(第10号様式) ・・・1枚
※ 貸付額により定められた収入印紙を購入し、貼付してください。
- ④ 看護師等免許証の写し ・・・1枚

《 ④ 看護師等免許証の写しについて 》

- ・看護師等の免許を取得したら、船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届(第6号様式(その1))に登録済証明書の写しを添付して提出するとともに、その後、看護師等免許証が交付されたら速やかに写しを提出してください。

ただし、提出が4月以降になった方は、船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届(第6号様式(その2))に記入して提出することも可能です。

- ※ 合格通知後の厚生労働省又は都道府県への申請は遅れないように注意してください。
手続きが遅れると資格取得日が遅くなる為、返還対象になることがあります。

《 その他の注意事項 》

- ・看護師等の資格取得後、直ちに市内の指定施設に勤務する場合は、船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届(第6号様式(その2))を提出してください。
- ・連帯保証人の氏名・住所・印鑑等に変更が生じたときは、船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届(第6号様式(その3))を提出してください。
- ・連帯保証人を新たに選任したときは、船橋市看護師等養成修学資金連帯保証人変更申請書(第9号様式)を提出してください。
- ・船橋市看護師等養成修学資金現況報告書(第7号様式)の証明欄には、看護学校等を卒業したあとであっても、3月31日まで在学していたとみなし、看護学校長からの証明を受けてください。
- ・指定された期日までに書類が提出されない場合は、貸付金を返還していただく可能性があります。

(2) 提出期限

卒業年の3月中旬から下旬ごろに市から必要な書類を送付しますので、指定された期限までに提出してください。

(3) その他

① 市内の指定施設に勤務する方

貸付けした修学資金は、市内の指定施設に看護師等として引き続き正規の修学期間以上勤務すると全額免除の対象となります。勤務中に必要な諸手続きについては「5. 船橋市内の指定施設に勤務中の諸手続きについて p.14」を参照してください。

② 市外・県外の医療機関等に勤務する方

貸付けした修学資金を全額返還していただきます。詳しくは「7. 修学資金の返還について p.18」を参照し、必要な手続きを行ってください。

③ 保健師・助産師学校や看護に関する専門知識の取得を目的に大学院に進学する方

保健師または助産師の学校または養成所に進学し修学している期間は、修学資金の返還を猶予します。また、看護系の大学院に進学する場合も同様の手続きが必要です。

詳しくは「10. 修学資金の返還猶予について p.22」を参照し、必要な手続きを行ってください。

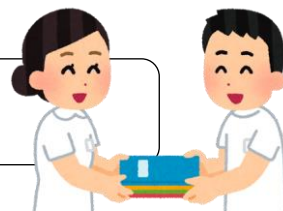
④ 看護師等免許が取得できなかった方

卒業時に看護師等の免許が未取得で次年度に再受験する方については、修学資金の返還を猶予します。詳しくは、「10. 修学資金の返還猶予について p.22」を参照し、必要な手続きを行ってください。

ご卒業時の状況によって、提出書類が異なります。
分からないことがありましたら、健康政策課まで
お気軽にお問い合わせください。



5. 船橋市内の指定施設に勤務中の諸手続きについて



(1) 提出書類

□ 船橋市看護師等養成修学資金現況報告書（第7号様式）・・・1枚

＜保健師又は助産師として勤務している場合のみ＞

□ 船橋市看護師等養成修学資金返還猶予申請書（第13号様式）・・・1枚

(2) 提出期限

毎年3月中旬ごろに市から必要な書類を送付しますので、指定された期限までに提出してください。

(3) その他

下記の事由が生じた場合には、速やかに健康政策課に連絡するとともに、船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届（第6号様式（その2）もしくは（その3））を提出してください。

借受者本人の場合 提出する書類：身分異動届（第6号様式（その2））

① 氏名、住所または電話番号を変更したとき

※ 氏名、住所を変更した場合は借受者本人の住民票を添付してください。

（本籍・続柄の記載があり、マイナンバー記載のないもの）

② 登録している印鑑を紛失もしくは変更したとき

③ 免許を取得したとき

④ 産前産後・病気休暇、育児休業、退職または復職、正規雇用から非正規雇用へ等の雇用形態に変更が生じたとき

⑤ 船橋市内の指定施設に勤務したとき

⑥ 船橋市内の指定施設を退職したとき

連帯保証人の場合 提出する書類：身分異動届（第6号様式（その3））

⑦ 連帯保証人について氏名・住所・印鑑に変更が生じたとき

※ 新しい印鑑登録証明書を添付してください。

⑧ 連帯保証人について勤務先等に変更が生じたとき

連帯保証人を変更する場合 提出する書類：連帯保証人変更申請書（第9号様式）

⑨ 連帯保証人を新たに選任したとき

※ 変更が承認された後、新しい連帯保証人から誓約書、印鑑登録証明書、個人情報に係る承諾書をご提出いただきます。提出書類の一部は、承認後健康政策課より送付されます。

《 (3) その他について 》

- ⑥の事由が生じた場合は、貸付けた修学資金を返還していただきますので、詳しくは「7. 修学資金の返還について p.18」を参照し、必要な手続きを行ってください。
ただし、退職日の翌日から起算して30日以内に市内の指定施設に再就職をしていれば引き続き勤務を継続しているものとみなし、返還免除月数に加算されるため、返還の対象とはなりません。その場合は、⑤⑥それぞれの指定施設から証明をもらった身分異動届（第6号様式（その2））を提出してください。

【例】

4月14日に市内指定施設を退職後、5月15日に市内指定施設に再就職

➡ 返還（無職期間31日）

4月29日に市内指定施設を退職後、5月15日に市内指定施設に再就職

➡ 免除対象（無職期間16日）

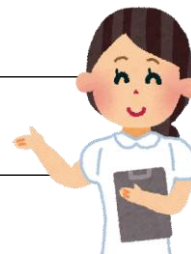
5月 1日に市内指定施設を退職後、5月15日に市内指定施設に再就職

➡ 免除対象（無職期間14日）

※ 退職をお考えの際は、事前に健康政策課までご連絡ください。

- ④～⑥の事由については、市内の指定施設の長の証明印が必要です。
- ⑦の事由は、必ず新しい印鑑登録証明書を添付して提出してください。
- ⑨の事由は、申請書を提出した後、新たに選任された連帯保証人に対し意思確認通知を送付しますのでご了承ください。

6. 修学資金の返還免除について



(1) 免除対象

次の事由に該当する場合は、修学資金の返還が免除となります。

- ① 看護学校等を卒業後、1年2か月以内に看護師等の免許を取得し、直ちに引き続き正規の修学期間以上、船橋市内の指定施設に看護師等として勤務したとき

注) 産前産後休暇・育児休暇・病気休暇など休職中の期間に該当した場合、その期間は加算されません。復職後、引き続き免除期間に加算されます。

- ② 看護学校等を卒業後、引き続き保健師、助産師の学校または養成所に修学し、その学校等を卒業後、直ちに引き続き看護学校等の正規の修学期間以上、船橋市内の指定施設に保健師または助産師として勤務したとき

- ③ 死亡したとき

- ④ 船橋市看護師等養成修学資金貸付条例第11条3号、船橋市看護師等養成修学資金貸付条例施行規則第15条に該当するとき

- ⑤ ④以外の事由で看護職として船橋市内の指定施設を正規の修学期間未満で退職したとき

注) ⑤の事由については、返還金の一部が免除（一部免除）となります。免除される期間は船橋市内の指定施設に勤務していた期間です。下記計算式により算出した額が免除額です。

免除額の計算式

貸付金額 × 勤務した月数 ÷ 正規の修学月数 = 免除額（1円未満端数切捨）

(2) 提出書類

①～②の事由については、

- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金現況報告書（第7号様式）・・・1枚
- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金返還免除申請書（第14号様式）・・・1枚
- ☐ 在職証明書・・・勤務した施設毎に1枚ずつ

③の事由については、

- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金返還免除申請書（第14号様式）・・・1枚
- ☐ 死亡届（第8号様式）・・・1枚
- ☐ 戸籍謄本または戸籍抄本・・・1枚

④の事由については、

- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金返還免除申請書（第14号様式）・・・1枚
- ※ 上記提出書類以外に、事由を証明する書類が必要となります。詳しくは健康政策課までお問い合わせください。

⑤の事由については、

- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金返還免除申請書（第14号様式）・・・1枚
- ※ 上記提出書類は一部免除の手続きとなりますので「7. 修学資金の返還について p.18」も参照し、返還に必要な書類を併せて提出してください。

(3) 提出時期

市内の指定施設に正規の修学期間以上勤務された方は、3月中旬から下旬ごろに市から提出書類を送付しますので、指定された期日までに提出してください。

7. 修学資金の返還について



(1) 返還対象

次の事由に該当する場合は、貸し付けた修学資金を返還していただきますので、健康政策課まで連絡してください。

- ① 修学資金の貸付けが取消されたとき（死亡した場合を除く）
- ② 看護学校等を退学したとき
- ③ 看護学校等を卒業後、1年2か月以内に看護師等の免許を取得しなかったとき
- ④ 看護師等の免許を取得後、直ちに船橋市内の指定施設に看護師等として勤務しなかったとき
- ⑤ 保健師、助産師の学校または養成所を卒業後、直ちに船橋市内の指定施設に看護職として勤務しなかったとき。
- ⑥ 船橋市内の指定施設を正規の修学期間未満で退職したとき

(2) 提出書類

必要書類は、ホームページからダウンロードするか、もしくは健康政策課へ請求いただければ、送付します。

①～②の事由については、

- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届（第6号様式（その1））・・・1枚
- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金借用証書（第10号様式）・・・1枚
 - ※ 貸付額により定められた収入印紙を購入し、貼付してください。
- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金貸付金返還計画書（第11号様式）・・・1枚
 - ※ ①の事由は「10. 修学資金の返還猶予について p.22」も参照し引き続き看護学校等に在学している方で返還猶予を希望されるときは、必要な書類を併せて提出してください。

③の事由については、

- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金貸付金返還計画書（第11号様式）・・・1枚

④～⑤の事由については、

- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金貸付金返還計画書（第11号様式）・・・1枚
- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届（第6号様式（その2））・・・1枚
 - ※ 市外・県外の医療機関等に勤務した場合、当該施設長の証明が必要です。就職をしなかった方は提出不要です。
- ☐ ⑤のみ 保健師もしくは助産師免許証の写し・・・1枚

⑥の事由については、

- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届（第6号様式（その2））・・・1枚
- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金返還計画書（第11号様式）・・・1枚
- ☐ 在職期間証明書・・・勤務した施設毎に1枚ずつ

市内指定施設の勤務月数に応じて返還する金額を一部免除します。詳しくは「6. 修学資金の返還免除について p.16」を参照してください。また、雇用形態を常勤職員から非常勤や臨時職員に変更した場合も返還の対象となります。

・返還方法は全額一時払、半年賦 ※1、月賦 ※2のいずれかの方法となります。ただし、貸付けた期間を超える返還期間を設定した返還計画は認められません。また、分割の月額を、貸付けを受けた額を下回することはできません。

一部返還が免除される方については「6. 修学資金の返還免除について p.16」を参照し、返還額を一部免除するために必要な書類も併せて提出してください。

- ※1 半年賦とは、年2回の希望月に6ヶ月分ずつ支払います。
- ※2 月賦とは、貸付けた月額を毎月支払います。

※返還計画を変更したい場合は、健康政策課までご連絡ください。

・返還が決定しますと償還月に納入通知書が送られてきます。期限を過ぎても納付が無い場合、元金の他に遅延損害金を徴収しますので、納付が遅れることの無いよう注意してください。

・借受者本人が納付困難な場合は、各連帯保証人に請求することを予めご承知おきください。

(3) 提出時期

返還事由が発生後、速やかに提出してください。

近年、書類提出が遅れる方が多く見受けられます。返還に該当したときは、速やかに書類の提出をいただくか、至急健康政策課までご連絡ください。

また、返還計画書を提出し承認を受けたあとに、返還方法や期間を変更したい方は、健康政策課までご相談ください。

主債務者の委託を受けて保証人になった場合には、保証人は、債権者に対して主債務についての支払いに関する情報提供を求めることができますので、必要な場合は健康政策課までご連絡ください。

8. 修学資金の取消しについて



(1) 取消対象

次の事由に該当する場合は、修学資金の貸付けを、その事由が生じた日の属する月の翌月分から取消しますので、速やかに健康政策課まで連絡してください。

- ① 死亡したとき
- ② 修学資金を必要としなくなったとき

注) 貸し付けている修学資金は、先払いでお支払いしていることから、取消しとなる月の分について返金が生じることがあります。

(2) 提出書類

提出書類は、ホームページからダウンロードするか、もしくは健康政策課へ請求いただければ、送付します。

①の事由について、貸付けた修学資金の返還が免除となりますので、詳しくは「6. 修学資金の返還免除について p.16」を参照し、手続きを行ってください。

②の事由について、下記の書類を提出してください。

□ 船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届（第6号様式（その1））・・・1枚

②の事由に該当する方は、貸付けた修学資金を返還していただきます。詳しくは「7. 修学資金の返還について p.18」を参照し、必要な手続きを行ってください。また、引き続き看護学校等に在学している場合は、「10. 修学資金の返還猶予について p.22」も参照し、返還猶予を希望される場合は必要な書類を併せて提出してください。

(3) 提出時期

事由が発生後、速やかに健康政策課へ書類を提出してください。

9. 修学資金の停止について



(1) 停止対象

次の事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを停止しますので、速やかに健康政策課まで連絡してください。

- ① 休学したとき
- ② 留年したとき
- ③ 停学処分を受けたとき

注) 貸し付けている修学資金は、先払いでお支払いしていることから、停止となる月の分について返金が生じる場合があります。

(2) 提出書類

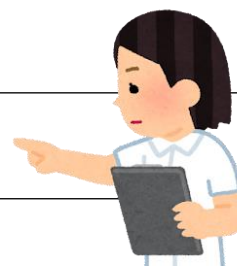
提出書類は、ホームページからダウンロードするか、もしくは健康政策課へ請求いただければ、送付します。

- 船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届（第6号様式（その1））・・・1枚
 - ※ 看護学校等の証明が必要です。
 - ※ 復学、進学または停学処分が解かれた場合にも上記書類を提出してください。
貸付けを再開する手続きをします。

(3) 提出時期

事由が発生後、速やかに健康政策課へ書類を提出してください。

10. 修学資金の返還猶予について



(1) 返還猶予対象

次の事由に該当する時は返還猶予の対象となりますので、該当する方は健康政策課まで連絡してください。

- ① 修学資金を必要としなくなったため修学資金の貸付けが取り消されたあとも、引き続き看護学校等に在学しているとき
- ② 看護学校等を卒業後、引き続き保健師、助産師の学校または養成所※に修学しているとき（修学期間中は猶予となります。）
※ 保健師、助産師の学校または養成所とは、保健師助産師看護師等法（昭和23年法律第203号）第19条第1号の学校若しくは同条第2号の保健師養成所または同第20条第1号の学校若しくは同条第2号の助産師養成所を指します。
- ③ 看護学校等を卒業後、学校教育法に規定※する大学院の看護に関する専門知識の修得を目的とする修士課程、又は、大学院の看護に関する専門知識の修得を目的とする博士課程において修学しているとき（修学期間中は猶予となります。）
※ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条を指します。
- ④ 看護学校等を卒業時、看護師等免許が未取得で次年度に再受験するとき（1年2ヶ月以内が猶予となります。）
- ⑤ 災害・疾病その他やむを得ない事由により返還が困難になったとき
- ⑥ ②で猶予を受けた者が、学校または養成所を卒業後、直ちに船橋市内の指定施設に保健師または助産師として勤務している期間

・②～④で返還を猶予された場合でも、その期間が終了した後、看護職として直ちに船橋市内の指定施設に勤務しない場合は返還となります。その場合は「7. 修学資金の返還について p.18」を参照し、必要な手続きを行ってください。

・⑥の猶予を受けた方で看護職として、正規の修学期間以上船橋市内の指定施設に勤務した場合は返還免除となります。その場合は「6. 修学資金の返還免除について p.16」を参照し、必要な手続きを行ってください。

(2) 提出書類

提出書類は、ホームページからダウンロードするか、もしくは健康政策課へ請求いただければ送付いたします。

①④⑥の事由については、

- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金返還猶予申請書（第13号様式）・・・1枚

※ 進学された方は、当該学校長の証明が必要です。

※ ⑥の方は、勤務先の証明が必要です。

②の事由については、

- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金返還猶予申請書（第13号様式）・・・1枚

- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届（第6号様式（その1））・・・1枚

- ☐ 看護師等免許証の写し

③の事由については、

- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金返還猶予申請書（第13号様式）・・・1枚

- ☐ 大学の卒業証書の写し

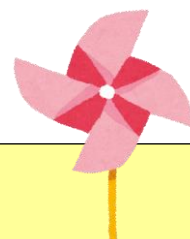
⑤の事由については、

- ☐ 船橋市看護師等養成修学資金返還猶予申請書（第13号様式）・・・1枚

上記書類に追加して、その事由を証明する書類（診断書等）の提出をお願いすることがあります。詳しくは、健康政策課にお問い合わせください。

（3）提出時期

事由が発生後、速やかに健康政策課へ書類を提出してください。



11. 提出先 及び 連絡先

〒273-8506

船橋市北本町1-16-55

船橋市保健福祉センター 健康福祉局 健康部 健康政策課

TEL：047-409-0415

FAX：047-409-0424

メールアドレス：kenkoseisaku@city.funabashi.lg.jp

* 船橋市保健福祉センターの開庁時間は、平日午前9時から午後5時までです。

12. 指定施設について



施設の種類	根拠法令・人員配置基準等
病院(市内に所在する)	医療法第1条の5第1項
診療所(市内に所在する)	医療法第1条の5第2項
助産所(市内に所在する)	医療法第2条第1項
養護老人ホーム	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条第1項
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) (地域密着型介護老人福祉施設)	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条第1項及び第56条第1項 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第131条第1項
介護老人保健施設	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第2条第1項
指定障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条第1項から第3項
指定生活介護事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第78条
指定児童発達支援事業所 (主たる対象:医療的ケア児、重症心身障害児)	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第5条第2項、第4項
指定放課後等デイサービス事業所(主たる対象:医療的ケア児、重症心身障害児)	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第66条第2項、第4項
指定(介護予防)訪問看護ステーション	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条第1項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第63条第1項
指定(介護予防)訪問入浴介護事業所	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第45条第1項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第47条第1項
特定施設であって、指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第175条第1項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第231条第1項

指定(介護予防)短期入所療養介護事業所	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第142条第1項 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第187条第1項
・指定通所介護事業所(デイサービス)	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第93条第1項
軽費老人ホームA型	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準附則第6条第1項
指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条第1項 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第44条第1項
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第171条第1項
地域密着型特定施設であつて、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるもの	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第110条第1項

※ 令和7年1月時点の情報となります。勤務を希望する施設が指定施設であるかどうかわからない場合はお問い合わせください。



13. 書類提出早見表

下記の早見表を参考に、状況に応じて、必要な書類を提出してください。

A・・・ 提出時期になったら市から発送される書類。必要事項を記入し提出。

B・・・ 該当事由が発生した際に、借受者から随時提出する書類。

事由	提出書類	
在学中 (p10 参照)	☐ 船橋市看護師等養成修学資金貸付請求書（第5号様式） ☐ 船橋市看護師等養成修学資金現況報告書（第7号様式）	A
留年・休学・ 停学時 (p21 参照)	☐ 船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届（在学者） （第6号様式（その1））	B
卒業時 (p12 参照)	☐ 船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届（在学者） （第6号様式（その1）） ☐ 船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届（就業者） （第6号様式（その2）） ☐ 船橋市看護師等養成修学資金現況報告書（第7号様式） ☐ 船橋市看護師等養成修学資金借用証書（第10号様式） ☐ 看護師等免許証の写し	A
就業中 (p14 参照)	☐ 船橋市看護師等養成修学資金現況報告書（第7号様式） <保健師又は助産師として勤務している場合のみ> ☐ 船橋市看護師等養成修学資金返還猶予申請書（第13号様式）	A
免除 (p16 参照)	☐ 船橋市看護師等養成修学資金現況報告書（第7号様式） ☐ 船橋市看護師等養成修学資金返還免除申請書（第14号様式） ☐ 在職期間証明書	A
氏名・住所・ 印鑑等変更 (p10、 p14 参照)	<u>在学中の場合は、</u> ☐ 船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届（在学者） （第6号様式（その1）） <u>就業中の場合は、</u> ☐ 船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届（就業者） （第6号様式（その2）） <u>返還中、または連帯保証人の場合は、</u> ☐ 船橋市看護師等養成修学資金借受者身分異動届（連帯保証人 又は返還者）（第6号様式（その3））	B
死亡時 (p16 参照)	☐ 死亡届（第8号様式） ☐ 船橋市看護師等養成修学資金返還免除申請書（第14号様式） ☐ 戸籍謄本又は戸籍抄本	B

※ 表は代表的な例です。

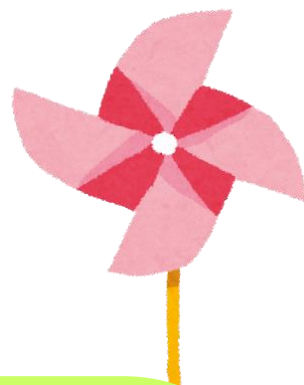
返還の猶予を受けたい場合、返還を行う場合などは健康政策課までご連絡ください。

指定された期日までに書類が提出されない場合は、貸付金を返還していただく可能性があります。

各様式は、市のホームページからもダウンロードできます。



お問い合わせ先



船橋市健康福祉局健康部健康政策課

〒273-8506

船橋市北本町1-16-55

船橋市保健福祉センター 2階

T E L : 047-409-0415

F A X : 047-409-0424

メールアドレス : kenkoseisaku@city.funabashi.lg.jp

令和5年4月より、
保健福祉センターへ
引っ越しました。